

～雪下ろし助成券の利用詳細～

※※※雪下ろし作業を頼む前に必ずお読みください※※※

1 助成券について

- 助成総額は1万5千円です。(5千円券…2枚, 1千円券…5枚)
- 助成券の有効期間は, 発行日から平成29年3月25日までです。
- 1回の作業で助成券を使い切らなかった場合, 有効期間内であれば次回以降の作業に残りの助成券をお使いいただけます。(次年度以降の作業には使えません。)
- 平成28年度の助成券は表紙が水色のものです。過去に発行された助成券はお使いいただけません。
- 助成券は券面額未満の支払には御利用できません。(助成券での支払分に対して, おつりをもらうことはできません。)
- 助成総額を超える部分の費用は, 自己負担となります。
- 助成券を他の人に譲ったり, 換金することはできません。
- 前払い契約の支払には助成券を御利用できません。
- 助成券の紛失に対して再発行はできませんので, なくさないようお気を付けてください。

※ただし, 落丁や汚損については, 本体と引き替えで未使用分の助成券を再交付いたしますので, 該当する場合は介護高齢課に御連絡ください。

2 対象となる作業

- ①屋根の雪下ろし及び雪下ろしに伴う除排雪
- ②屋根から落ちた雪の除排雪
- ③車庫, 物置等の雪下ろしに伴う除排雪

○次の作業には助成券を利用できません。

- ・助成券指定事業者以外の者が行う作業
- ・敷地内の除雪などの, 上記の①～③に該当しない作業
- ・決定通知記載の住所以外の場所で行われる作業
- ・転居などにより空き家となった住居に係る作業

※助成券の不正利用が判明した場合は助成費用を返還していただきます。

(裏に続きます)

3 作業実施時の注意

①同封の『旭川市高齢者等屋根雪下ろし事業助成券取扱指定事業者名簿』から事業者を選び、見積りを依頼します。

- 名簿に記載されている営業時間内に、事業者にご連絡してください。
- 名簿に掲載されていない事業者では、助成券を利用できません。
- 見積り際には、助成対象世帯であることを示すため、必ず同封の『旭川市屋根雪下ろし事業について（通知）』を事業者に見せてください。
- 事業者が指定事業者であるかどうかは、『平成28年度指定事業者証明書（水色の名刺サイズのカード）』で確認してください。
- 名簿には参考価格を掲載していますが、実際の作業価格は家の広さや作業内容などによって変わります。そのため、作業前に必ず見積書をもって作業内容や見積金額を確認してください。金額に納得できなかった場合は、すぐに契約せず、他の事業者からも見積もりを取り、検討してください。

②見積金額に納得した場合、再度事業者にご連絡し、具体的な作業日時を決め、雪下ろし作業を実施します。

- 事業者の車や作業員、下ろした雪が近隣家屋の敷地に入りそうな場合などには、事業者と雪の下ろし方や雪を捨てる場所等について打合せ、必ず事前に近隣の方にも作業を行うことを伝えてください。
- 作業実施後は、必ず作業内容を確認してください。

③作業終了後、雪下ろし作業費用を支払います。

- 助成券の利用者確認欄には、必ず決定通知を受けた方の氏名（フルネーム）でサインするか、認め印などの朱肉を使う印鑑（シャチハタなどのスタンプ印は不可）を押してください。
- 助成券は必ず右側を切り取って事業者に渡してください。
- 切り取った部分から左側は利用者控えとなっています。作業確認欄には、事業者の印を押してもらうか、サインをもらってください。

（お問い合わせ）

旭川市福祉保険部介護高齢課生きがい係

電話 25-6457

FAX 29-6404